

## 市民文教委員会会議録

平成23年2月14日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：10

### ○委員長

おはようございます。ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「議案第8号 専決処分の承認（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○学校給食課長

「議案第8号 専決処分の承認（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。昨年9月14日に学校給食費の納入に応じられない長期滞納世帯44世帯に対し、飯塚簡易裁判所に支払い督促の申立てを行い、12件から分割納入を求める支払督促異議の申立てがあり、訴訟へ移行したため専決処分を行ったことにつきまして、12月16日に開催されました本委員会でご承認いただいております。その説明の折に、飯塚簡易裁判所から送付される支払い督促申立書が未送達になっている世帯が6件ある旨ご説明しておりました。その6件に対し休日指定や書留郵便での送付を繰り返し行う過程で、今回の1件から分割納入を求める督促異議の申立てが行われ、訴訟事件へと移行したため地方自治法第179条第1項の規定により学校給食費請求事件として平成23年1月26日付けで専決処分させていただきましたので、ご報告し承認を得るものでございます。

今回の専決処分につきましては、訴訟へ移行するための手続の期限を1月26日とする補正命令が飯塚簡易裁判所より市に対して出され、それを受けて訴訟への手続を行ったものであります。また、残りの5件につきましては何ら異議の申立てがなく、差し押さえ等の強制措置がとれる仮執行宣言付き支払い督促申立書の手続について完了しております。その結果、今日までの現状といたしましては、申立て総数44件のうち、今回の1件を含めまして訴訟へ移行したものが13件となっており、さきの12件については分割納入による和解が成立し、既に納入が始められております。また、申立て時に完納もしくは一部納入され、分納誓約書を提出しそれに基づく納入により申立ての取り下げを行ったものが14件、また何の異議も申立てられなかった残りの17件につきましては、強制執行の措置のとれる仮執行宣言付き支払い督促の申立書の手続が完了しております。その手続が終わっている17件に対しては、時期をとらえて差し押さえ等の強制執行について飯塚簡易裁判所を通じて行いたいと考えております。なお、今回の1件につきましては分割納入についての和解協議を2月24日に行う予定となっております。

また、新たな次の申立てとしまして19世帯、金額にしまして約338万円の支払い督促の手続きを、先週飯塚簡易裁判所のほうへ申立てを行っております。今後においても滞納の減少及び公平性の担保、並びに納付意欲の低下を招かないためにも必要に応じて法的措置を行う考えであります。また一方、生活困窮者へは就学援助制度の支援措置などについて案内するなど、きめ細かな対応を行ってまいりたいと考えております。以上簡単でございますが、議案についての説明を終わります。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

### ○永露委員

確か新年度から、いわゆる子ども手当の学校給食への振り込み等が行われるというふうに関

いております。これは親の承認が必要であるということも聞いておりますが、まず、そこら辺の説明と、それが実現可能になった場合の飯塚市の取り組みについて、少しご説明をいただきたいと思います。

○学校給食課長

何日か前の新聞には載っていたと思うんですが、保護者の希望のある場合は天引きしてもいいよということでございまして、それを受けて実際に滞納されている方が希望をされるかというのは非常に難しいところがあると思います。また、はっきり事前に天引きをしていいということではございませんので、今後の新聞紙上で動向を見ていきたいと考えております。

○永露委員

保護者の希望というよりも、例えば入学時において保護者の面談等がありますので、その時点で学校側と保護者との話の中で合議が整えばよろしいんでしょう。希望するとかいうよりも、こういう制度がありますが、ぜひ引き落としにご協力いただけませんかということと言われるわけでしょう。

○学校給食課長

そのとおりでございます。事前に学校の入学説明会等でそういうお願いはできると思いますが、あくまでも同意される場合でございますので、なかなか難しいのではないかとこのように考えておりますし、まだはっきり今のところ決まってはいない状態だと思っております。

○永露委員

もちろん、そもそもの原資になります子ども手当がどうなるかまだわかりませんので、そのこと自体を今お話ししても少し無理があるかと思っておりますけども、仮にそういうふうな子ども手当からの自動振込みですかね、引き落とし等が可能になり、例えばそこで親の同意が得られればできるというときには、少し引かずに積極的に学校側からも今の給食等の内情等を説明しながら、少し積極的にアクティブに自分のほうから協力していただけるような体制でぜひやっていただきたいと思いますが、その気持ちはございますか。

○学校給食課長

いま質問者が言われますように、学校と相談しながらその方向で進めたいと思っております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○瀬戸委員

1点お尋ねします。今の子ども手当ですね、通帳に振り込まれてくる、そうしたときの差し押さえの対象になるのか。税務課なんか、年金なんかですね、個人の通帳に振り込んだ時点で差し押さえの対象になるということで差し押さえをしているような案件があるみたいですが、その辺はどうなのでしょう。

○学校給食課長

子ども手当自体を差し押さえするわけにはまいりませんが、それが預貯金のほうに振り込まれますと、財産としての差し押さえは可能だというふうに考えております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第8号 専決処分の承認（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。